

改正製品安全4法による、新たな規制の対象者、 対象製品等の具体的な内容について

令和7年2月

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ
製品安全課

消費生活用製品安全法等^(※)の一部を改正する法律の概要

※消費生活用製品安全法（消安法）、ガス事業法（ガス事法）、電気用品安全法（電安法）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）

・令和6年6月26日公布
・令和7年12月25日施行

背景・概要

- 近年、インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者がオンラインモール等を通じて国内消費者に製品を販売する機会が増大しているところ、
（１）海外事業者がオンラインモールを始めとする取引デジタルプラットフォーム（取引DPF）を利用するなどして国内消費者に直接販売する製品について、製品の安全性に（法的）責任を有するべき国内の製造・輸入事業者が存在しないといった課題や、（２）玩具等の子供用の製品について、海外からの製品も含め、安全性が確認できない製品に対する販売規制がない（事故が起きてから対応）といった課題が存在。
- 海外から直接販売される製品の安全確保や子供用の製品による事故の未然防止を通じ、国内消費者が製品を安全に使用できる環境を整備するため、
（１）インターネット取引の拡大への対応、（２）玩具等の子供用の製品の安全確保への対応のための措置を講じる。

（１）インターネット取引の拡大への対応【消安法、電安法、ガス事法、液石法】

① 海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）

- 海外事業者が取引DPFを利用するなどして国内の輸入事業者を介さず国内消費者に直接製品を販売する場合、当該海外事業者を消安法等において届出を行える対象として明確化するとともに、規制の執行を担保すべく、当該海外事業者に対し、国内における責任者（国内管理人）の選任を求める。



② 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

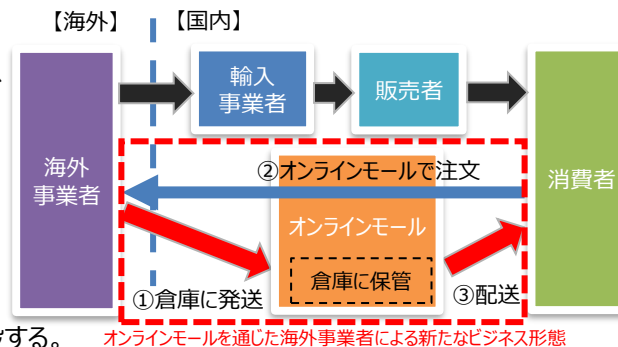
- 取引DPFにおいて提供される消費生活用製品について、国内消費者に危険が及ぶおそれがあると認められ、かつ、その製品の出品者によってリコール等の必要な措置が講じられることが期待できないときは、取引DPF提供者に対し、当該製品の出品削除を要請できるなどの措置を講ずる。

③ 届出事項の公表制度の創設

- 届出事業者の氏名や特定製品の型式の区分、国内管理人の氏名等を公表する制度を創設する。

④ 法令等違反行為者の公表制度の創設

- 法律や法律に基づく命令等に違反する行為を行った者の氏名等について、公表することができる制度を創設する。



（２）玩具等の子供用の製品の安全確保への対応【消安法】

① 子供用の製品に係る規制の創設

- 子供用特定製品（主として子供の生活の用に供されるものとして対象年齢や使用上の注意を表示することが必要な製品）について、その製造・輸入事業者に対し、国が定める技術基準への適合、対象年齢・使用上の注意等の警告表示等を求める。
- 上記の義務を履行している旨を示す表示のない製品は販売できないこととする。

海外で法令違反となったぬいぐるみ等（小部品が取れやすく、誤飲・窒息に至るおそれ）

マグネットセット・吸水ボール



② 子供用特定製品の中古品特例

- 子供用特定製品の中古品について、国内消費者に対する注意喚起や安全確保のための体制整備等を条件に、販売を可能とする特例を講ずる。

※ 液石法については、平成11年改正により改正された同法第100条第6号の規定について、規定の修正を行う。

※ 上記のほか、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に対する重大製品事故の調査に必要な情報の提供に係る措置（消安法）、届出事項の合理化に係る措置（消安法、ガス事法、電安法、液石法）及び罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確にする趣旨の消安法の規定の改正その他の所要の規定の整備を行う。

製品安全 4 法の概要

- **製品安全 4 法**は、危害発生のおそれがある製品（**PSマーク対象製品**）を指定し、**製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準に適合することを義務付け**。
- **製造・輸入事業者**は、技術基準に適合した製品に、自らPSマークを表示して販売。**販売事業者等**はPSマークの表示がない製品を販売してはならない。
- **製造・輸入事業者**は、**重大製品事故の発生**を認知してから10日以内に消費者庁に**報告することが義務付け**られている。

製品安全 4 法とPSマーク対象品

消費生活用製品安全法（消安法）（13品目）



ライター、レーザーポインター等（3品目）



石油ストーブ、マグネットセット、水で膨らむボール 等（8品目）



乳幼児用ベッド（1品目）

令和6年12月に
2品目を追加



乳幼児用玩具（1品目）

電気用品安全法（電安法）（457品目）



コンセント、延長コード、ACアダプター、携帯発電機 等（116品目）



LEDランプ、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ 等（341品目）

ガス事業法（ガス事法）（8品目）



ガスふろバーナー 等（4品目）



ガスこんろ 等（4品目）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）（17品目）



カートリッジガスこんろ、携帯液化石油ガス用バーナー 等（8品目）



一般ガスこんろ 等（9品目）

※円形のPSマークは、自主検査を行い、技術基準適合性が確認できれば表示させることが可能。

※菱形のPSマークは、自主検査に加え、国に登録した検査機関により技術基準適合性が確認されれば表示させることが可能

※**子供PSCマーク**は、技術基準適合性を確認した上で、使用年齢基準に適合し、対象年齢を含む使用上の注意事項を表示すれば表示させることが可能。

(参考) 消費生活用製品安全法の概要

- 消費生活用製品安全法は、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止し、一般消費者の利益を保護する手段として、3つの制度を制定。

法の3本柱

1. PSCマーク制度

(特定の製品の製造、輸入及び販売を規制)



2. 長期使用製品安全点検制度

(経年劣化製品の適切な保守を促進)



3. 製品事故の報告・公表制度

(製品事故に関する情報の収集及び提供等)



nite National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

法の構成 (章・節)

第一章 総則

第二章 特定製品

- 第一節 基準並びに販売及び表示の制限
- 第二節 事業の届出等
- 第三節 検査機関の登録
- 第四節 国内登録検査機関
- 第五節 外国登録検査機関
- 第六節 危害防止命令等

第二章の二 特定保守製品等

- 第一節 特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等
- 第二節 特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備
- 第三節 経年劣化に関する情報の収集及び提供

第三章 製品事故等に関する措置

- 第一節 情報の収集及び提供の責務
- 第二節 重大製品事故の報告等
- 第三節 危害の発生及び拡大を防止するための措置

第四章 雑則

第五章 罰則

附則

(参考) 消費生活用製品安全法の体系

- 通達に示されている技術基準や使用年齢基準の解釈は、自らの方法で当該基準の規定を満足することを証明する以外の方法として、通達で定められた解釈を満足することで当該基準の要求を満足することを示すことが可能。
- 他方、通達に示されている解釈はあくまでも例示。基準を満足する技術的根拠があり、合理的、客観的な理由を製造・輸入事業者が自らの責任で説明できればよいことに留意。

法律

消費生活用製品安全法

消費生活用製品の製造・輸入・販売時（販売規制）、使用時（経年劣化対策）及び事故発生時（事故拡大防止）の各段階における規制内容等を規定。

（参考）電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律は、消費生活用製品の安全性確保に適用対象が特定された特別法。特別法の適用を受ける品目は、一般法（消費生活用製品安全法）に優先して特別法の規制が適用される。

政令

消費生活用製品安全法施行令

特定製品の指定、重大製品事故の定義、都道府県又は市が処理する事務、権限委任等を規定。

省令

消費生活用製品安全法施行規則

法令等違反行為を行った者の氏名等の公表方法、意見を述べる機会の供与等を規定。

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（技術基準省令）

特定製品・子供用特定製品の技術上の基準、子供用特定製品の使用年齢基準、型式の区分、検査設備等を規定。

特定輸入事業者の輸入に係る特定製品関係報告規則

国内管理人の定期報告、契約解除等の報告等を規定。

通達

消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について

特定製品・子供用特定製品の対象範囲、技術上の基準の解釈、子供用特定製品の使用年齢基準の解釈等を規定。

遵守事項（義務）

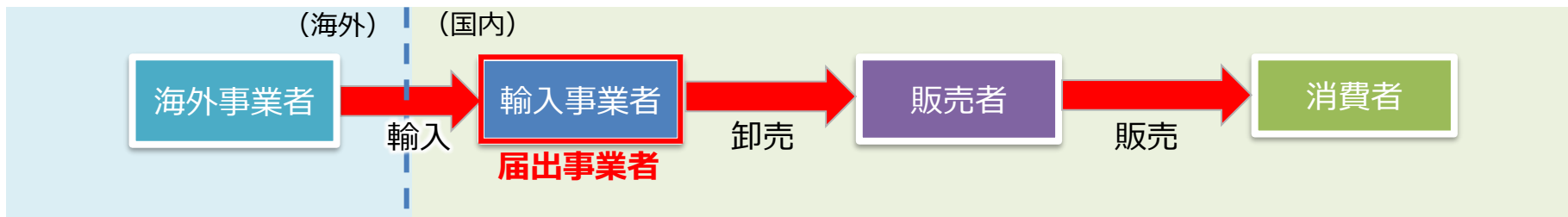
参照・指針（例示）

特定輸入事業者について

新たな規制の対象者（特定輸入事業者）について

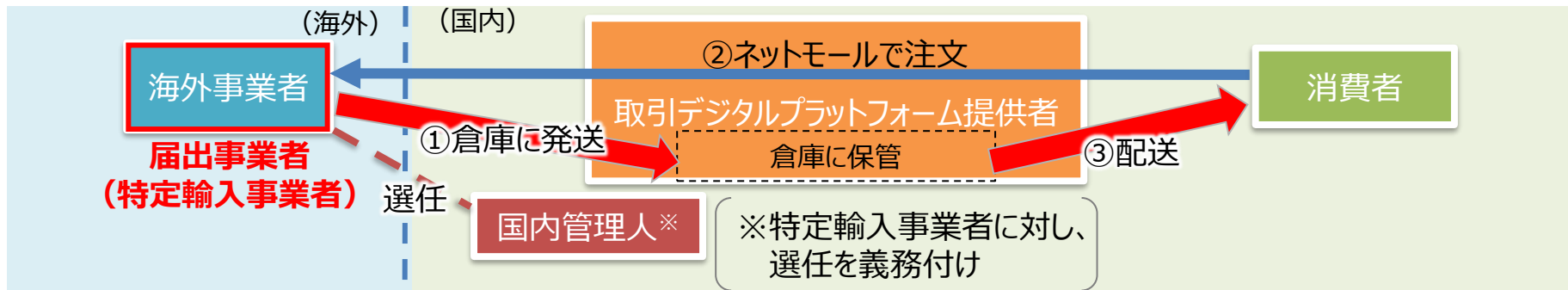
- PSマーク対象製品を国内消費者に直接販売する**海外事業者**について、**特定輸入事業者**として、（現行の製造・輸入事業者と同様に）**届出を可能**とし、**技術基準への適合等を義務**付けた。

海外事業者が**輸入事業者**を介して消費者に製品を販売・配送

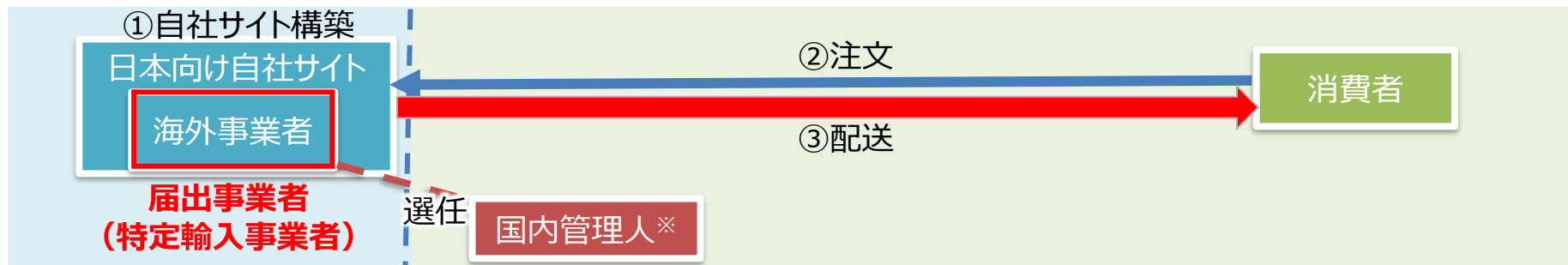


海外事業者が**直接**消費者に製品を販売・配送

<取引デジタルプラットフォーム提供者を介するケース>



<自社サイトを構築しているケース>



国内管理人に係る義務

- 国内管理人は、「日本国内においてその輸入に係る特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者」と定義し、製品安全4法上、海外事業者のいわば代理人として、検査記録の写しの保存義務、報告徴収等の対象とするとともに、日本国内における特定製品の安全性の確保に一定の責任を有するものと位置づけた。
- 特定輸入事業者は海外にいることに鑑み、国内管理人に対し、特定輸入事業者との連絡体制を定期的に把握し、実効性や迅速性を担保する観点から報告を求めるとともに、国内管理人の未選任状態を防止するため、特定輸入事業者との契約を解除する場合には事前に報告を求めることとした。

<義務>

- ① 検査記録の写し（特別特定製品の場合は、適合性検査に係る証明書の写しも）の保存義務〔法第11条第3項（法第12条第3項後段）〕
 - ② 報告徴収、立入検査及び製品提出命令の受忍義務（法第40条、第41条、第42条）
- ※これらに違反した場合は、国内管理人に対する罰則や、その特定輸入事業者に対する表示の禁止が適用される。

<国内管理人に求められる報告>

- ① 特定輸入事業者が届出を行った日から一年経過するごとに、国内管理人に報告を求める。
（報告事項）①届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス、②連絡体制
- ② 国内管理人が特定輸入事業者との契約を解除する場合には、契約の解除を行う日の前日から起算して三十日前の日までに、申し出る必要がある。

特定輸入事業者を求める国内管理人の基準適合義務

- **特定輸入事業者**である届出事業者は、**選任する国内管理人が以下の基準に適合するようになければならず**、その適合を証する資料は届出の際に添付する必要がある。

<国内管理人の基準（技術基準省令第15条の2）>

- ① **日本に住所を有すること。**（国内管理人の登記事項証明書又は住民票の写し）
- ② 届出事業者から、法の規定により**主務大臣が行う処分**の通知等を受領する権限を付与されていること。（権限証明書）
- ③ **特定製品に関する法令の規定を遵守**するものであること。（誓約書）
- ④ **日本語による会話能力を有すること。**（誓約書）
- ⑤ 次の事項が定められた**契約関係**であること。（委託契約書の写し）
 - (i) 経済産業大臣との連絡体制に関する事項
 - (ii) 届出事業者の輸入に係る特定製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に関する事項
 - (iii) ②（法の規定により主務大臣が行う処分通知等を受領する権限の付与）に関する事項
 - (iv) 検査記録の写し等の保存に関する事項
 - (v) 報告徴収等に関する事項
- ⑥ 国内管理人の業務の実施方法が適切なものであること。（誓約書）

<特定輸入事業者が製造・輸入事業の届出の際に必要な添付書類（技術基準省令第6条第2項）>

- ✓ 国内管理人の**登記事項証明書**（国内管理人が法人の場合）又は**住民票の写し**（国内管理人が個人の場合）
- ✓ **権限証明書**（様式第3の2） ※国内管理人に、法の規定により主務大臣が行う処分の通知及び施行規則第2条の3の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第3の2による書類
- ✓ **委託契約書の写し** ※技術基準省令第15条の2第5号の委託契約に係る契約書その他これらに準ずる書類若しくはこれらに相当する書類又はその写し（日本語又は英語で記載したものに限る。）
 - ー委託契約には少なくとも次の内容が記載されている必要があります。
 - ① 経済産業大臣との連絡体制に関する事項
 - ② 届出事業者の輸入に係る特定製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に関する事項
 - ③ 届出事業者から国内管理人に対する、法の規定により主務大臣が行う処分の通知及び施行規則第2条の3の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限の付与に関する事項
 - ④ 検査記録や適合性証明書の写しの提供及び保存に関する事項
 - ⑤ 報告徴収、立入検査及び製品の提出に関する事項
- ✓ **誓約書**（様式第3の3） ※国内管理人が第15条の2各号の基準に適合する者であることを誓約する様式第3の3による書類

<改正消費生活用製品安全法 第11条第4項>

特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が主務省令で定める基準に適合するようになければならない。

取引DPF（デジタルプラットフォーム）提供者の範囲及び責任

- 製品安全 4 法の対象となる取引DPFは、インターネットモール又はインターネットオークションを想定。取引DPF又はその提供者が日本に所在するか、海外に所在するかを問わず、日本の消費者向けに取引の場を提供しているかで判断。
- 「日本の消費者向けに取引の場を提供しているか」については、日本語で記述されたウェブサイトであるか、日本への配送方法を確保しているか、日本円での価格表記があるかなど、様々な要素を総合的に勘案して判断。
- 国は、取引DPFを利用する一般消費者への危害発生のおそれがある場合に、出品削除に係る要請ができる規定を創設。また、取引DPF提供者に対し、以下の責務を規定。

<取引DPF提供者の責務等>

（要請）

- 危害防止要請（出品削除等に係る要請）に係る必要な措置（法第32条の3、第39条の2）

（責務）

- 製造・輸入事業者等が危害防止命令を受けてとる措置への協力（法第32条の2、第38条第3項）
- 製造・輸入事業者が製品回収等をする際にとる措置への協力（法第38条第2項）
- 小売販売事業者等が行う情報収集及び消費者への情報提供に係る協力（法第34条第2項）
- 重大製品事故の製造・輸入事業者等への通知（法第34条第4項）


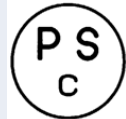



子供用特定製品について

子供用特定製品への製品の追加

乳幼児用ベッド

乳幼児用玩具

- 令和6年12月、**乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）**と**乳幼児用ベッド**を子供用特定製品に指定。
- 乳幼児用玩具の技術基準を定める省令、乳幼児用玩具の範囲や技術基準等の解釈を示す通達も公布。

特定製品の区分		必要なマーク
特別特定製品	携帯用レーザー応用装置 浴槽用温水循環器 ライター	
特別特定製品以外の特定製品	家庭用の圧力なべ及び圧力がま 乗車用ヘルメット 登山用ロープ 石油給湯機 石油ふろがま 石油ストーブ 磁石製娯楽用品 吸水性合成樹脂製玩具	
特別特定製品かつ子供用特定製品	乳幼児用ベッド	 ※令和9年3月までは経過措置期間として、  を付すことで販売可能。
特別特定製品以外の子供用特定製品	乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）	

令和6年12月
子供用特定製品に
2品目を指定

<改正消費生活用製品安全法>

第2条（略）

- 2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。
- 3 （略）
- 4 この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

<消費生活用製品安全法施行令>

別表第1

- 三 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。）
- 十三 乳幼児用玩具（主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。）

「乳幼児用玩具」（3歳未満向け玩具）とは

- 乳幼児用玩具とは、
 - ①遊戯に使用することを目的として設計したもの（玩具であるもの）であって
 - ②出生後36月未満の乳幼児用のもの

＜乳幼児用玩具の規定（消費生活用製品安全法施行令別表第1）＞

十三 乳幼児用玩具（**主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したもの**に限る。）

主として家庭において

- **病院、保育所等で使用されるために特別に設計された乳幼児用玩具は、規制の対象外。**
管理者（専門的な知識を有する者等）が存する施設での使用が目的のため、規制の必要はないとの趣旨によるもの。
- 他方、病院、保育所等で使用される乳幼児用玩具であっても、それが一般消費者が家庭において使用することを目的として設計されたものであれば、規制の対象とする。
- デパート等のベビー・ルーム、休憩室等において使用される乳幼児用玩具は、その使用の態様は家庭における場合と同様であるため、規制の対象とする。

出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したもの

- 出生後36月未満の乳幼児の玩具での窒息による死亡、指の挟み込みによる後遺症を残しかねない切り傷やうっ血、突き刺し等の重傷事故が繰り返し発生していることから、**特に安全を確保すべき出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計された玩具のみを規制の対象とする。**
- したがって、通常**出生後36月以上の子供の遊戯に使用することを目的として設計された玩具は、規制の対象としない。**

乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の範囲

- 3歳未満の遊戯に加え、他の用途にも使用できる機能を有するもの（複合品）は、以下の整理とする。
 - イ 乳幼児用玩具に該当する部分とそれ以外の部分が物理的に明確に区分できるもの
 - 乳幼児用玩具と認められる部分のみを規制の対象とする
 - ロ 乳幼児用玩具に該当する部分とそれ以外の部分が組み合わさって一体となっている製品
 - 乳幼児用の遊戯用と認められる機能を有するものは、乳幼児用玩具として規制の対象とする
 - ※ただし、デザインの一環として動物、キャラクター等のマスコット、ぬいぐるみ等が用いられているだけであって、他の用途に使用されるものであることが明らかなものについては、規制の対象とはしない。

<複合品について>

イ 乳幼児用玩具に該当する部分とそれ以外の部分が物理的に明確に区分できるもの	
(例) <u>ぬいぐるみ付きおしゃぶり</u> →おしゃぶりは規制対象外のため、ぬいぐるみ部分のみが規制対象となる。	
ロ 乳幼児用玩具に該当する部分とそれ以外の部分が組み合わさって一体となっている製品	
<規制対象とする>	<規制対象としない>
(例) <u>ピアノ鍵盤付き36月未満向け絵本</u> →純粋な書籍ではなく、乳幼児が指で押したり、音を出したりすることができる遊戯用と認められる機能を有する出生後36月未満向けの絵本	(例) <u>キャラクターのマスコット付き椅子</u> →人が座る用途で使用するものであることが明らかであり、マスコットは製品のデザインの一環として用いられていると認められるもの
(例) <u>ボタン・ハンドル付きベビーゲート</u> →純粋なベビーゲートではなく、乳幼児が指で押したり、搦んで操作することができる遊戯用と認められる機能を有する出生後36月未満向けのベビーゲート	(例) <u>ぬいぐるみ付きポシェット</u> →ものを入れて持ち歩く用途で使用するものであることが明らかであり、ぬいぐるみ部分はデザインの一環として用いられていると認められるもの

- 「遊戯に使用することを目的として設計したもの」には様々な製品が想定されるところ、解釈通達において、規制の対象にはあたらない製品の具体例を示している。

<乳幼児用玩具として規制する製品に当たらないもの（解釈通達）>

除外①：出生後36月未満の乳幼児に使用されることを目的として設計することが想定されないため、規制の対象としないもの

- 除外①に該当するものであっても、構造等から出生後36月未満の乳幼児の使用が意図されていると認められるもの又は出生後36月未満の乳幼児向け玩具と認められる広告、説明書等を伴うもの（※）は、規制の対象とする。
（※）例えば、「対象年齢0歳」と表示すること、その製品で遊んでいる赤ちゃんの写真を伴う広告とともに販売すること、「赤ちゃんから遊べます」などと説明書に記載をすること等

除外②：出生後36月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、ほかの安全性に係る確認をする方が適切であると考えられるため、規制の対象としないもの

除外③：出生後36月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、その使用目的、構造等から規制の対象としないもの

- 除外②、③に該当するものは、出生後36月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、消費生活用製品安全法で規定する乳幼児用玩具としない。

除外①：3歳未満向けの設計が想定されないもの

- イ 高度なパズル（100ピース以上あるもの、絵柄がないもの等）
- ロ 凧その他骨組に布等を貼り付け風力により空に揚げるもの
- ハ スーパーボールその他弾性率が高い合成樹脂等の小球
- ニ ビー玉、おはじきその他指先ではじき当てることにより遊ぶもの
- ホ スリング、カタパルト、パチンコその他弾丸を飛ばすことにより使用するもの
- ヘ 金属の先端がついたダーツセットその他先端の鋭い発射体が用いられるもの
- ト インラインスケート、ローラースケートその他靴底に小車輪の付いたもの
- チ 出生後36月以上の一般消費者が使用することを目的として設計された模型キット、手工芸品、人形、ぬいぐるみ、バルーン、ペンライト、ストラップ、スタンプ等
- リ ビデオ玩具その他有線で又は無線でテレビ等に接続し、画像等を表示させ、コントローラー等进行操作することにより遊ぶもの（モニタ、プロジェクタ、ディスプレイ等の呼称や放送受信機器の有無を問わない。ただし、出生後36月未満の乳幼児が使用することを目的として設計したと認められるコントローラー等が附属するものは規制の対象とする。）

※除外①に該当するものであっても、構造等から3歳未満の乳幼児の使用が意図されていると認められるもの又は出生後36月未満の乳幼児向け玩具と認められる広告、説明書等を伴うもの（※）は、規制の対象とする。

（※）例えば、「対象年齢0歳」と表示すること、その製品で遊んでいる赤ちゃんの写真を伴う広告とともに販売すること、「赤ちゃんから遊べます」などと説明書に記載をすること等

除外②：ほかの安全性に係る確認をする方が適当なもの(1/2)

イ 自転車、三輪車、四輪車、スケートボード、キックスケーターその他車輪を備え移動に使用するもの（一時的に屋外でも使用できることとされる製品であって、防水性能等の屋外での長期の使用に耐える機能が認められないものについては、移動用とは認められず、乗用玩具として出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

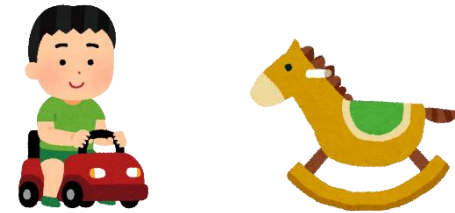
〈規制対象としない〉

- 自転車、三輪車、四輪車、スケートボード、キックスケーター



〈規制対象とする〉

- 出生後36月未満向けの乗用玩具（一時的に外で使用できるものを含む）



ロ 浮き輪、水上玩具その他浮力を利用して乳幼児の身体の全部又は一部を支えるもの（乳幼児の体に取り付ける形状であるかどうかに関わらず、ベッド、ボート等の形状で乳幼児が上に乗ることができる構造のものを含む。ただし、乳幼児が身に着ける又は上に乗るための構造が認められず、投げて遊ぶものと認められるビニールボールで、出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

ハ ゴーグル、シュノーケル、足ひれその他水泳を補助するために使用するもの

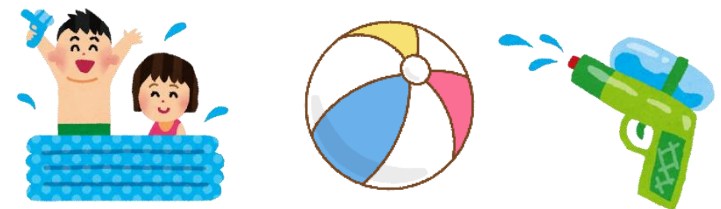
〈規制対象としない〉

- 浮き輪、首浮き輪、フロートベッド、アームリング



〈規制対象とする〉

- 出生後36月未満向けのビニールボール、プール用の玩具



ニ ぶらんこ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、トランポリンその他大型器具（屋内外の使用は問わず、乳幼児が全身を使ってぶら下がる、滑り落ちる等の不安定な動きをすることが想定されるものを規制の対象外とし、乳幼児が寝転んで遊ぶベビージム、上に座って遊ぶ乗用玩具等で、出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

除外②：ほかの安全性に係る確認をする方が適当なもの(2/2)

ホ 乳幼児の体に取り付け、体を預ける構造である歩行器（乳幼児が手で押すことにより遊ぶものである手押し車、ワゴン等で、出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

ヘ 乳幼児が吸い付くためのニップルを含む構造であるおしゃぶり（乳幼児に吸い付かせることが明らかに意図される構造であるものを規制の対象外とし、歯固めのように、乳幼児が噛むこともできるが、握る、投げる、又は音を鳴らす等の動作を促して遊ぶことに使用されることが想定されるもので、出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

ト 食品安全基本法（平成15年法律第48号）第2条に規定する「食品」であるもの（食品と同梱され、又は一体として販売されるものは、それだけでは食品とはみなさない。食品を除いた部分が出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計されたものについては、規制の対象とする。）

チ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条に規定する「医薬品」、「医薬部外品」又は「化粧品」であるもの（入浴剤に内蔵される人形のように、医薬部外品と同梱され、又は一体として販売されるものは、それだけでは医薬部外品とはみなさない。医薬部外品を除いた部分が出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計されたものについては、規制の対象とする。）

リ 花火、雷管

（トの例）お菓子コーナーに売られているフィギュア



- フィギュア部分は玩具として規制の対象（除外①「チ」により、フィギュアは出生後36月未満の乳幼児が使用することを目的として設計されたもののみ規制対象）
- 菓子部分は除外②「ト」により規制対象外

（トの例）宝石部分がキャンディでできた指輪のおもちゃ



- 指輪部分は玩具として規制の対象（除外③「ヘ」による）
- キャンディ部分は除外②「ト」により規制対象外

（チの例）ミニカーが内包された入浴剤



- ミニカー部分は玩具として規制の対象（除外①「チ」により、ミニカーは出生後36月未満の乳幼児が使用することを目的として設計されたもののみ規制対象）
- 入浴剤部分は除外②「ト」により規制対象外

除外③：使用目的、構造等から規制の対象としないもの(1/3)

イ 書籍、雑誌、カードその他文字若しくは絵図等により情報を伝達する、又は知識を習得させるもの（布、木材等の素材により触感を楽しませるもの、電子的にディスプレイに文字若しくは絵図等を表示するもの又は音響装置その他の機構を有するものは、これに当たらない。）

〈規制対象としない〉

- 紙でできた仕掛け絵本、一般的なトレーディングカード



〈イに当たらない〉

- 本として販売していても、触感や音を楽しませる機能が付随（例）フェルト等の布で作られたもの、小部品やマグネットを含むもの、ボタンを押すと光るもの、ボタンを押すと音楽が流れるもの
- 木製や布製のカード

ロ 鉛筆、消しゴム、画用紙その他文字若しくは絵図等を描く、若しくは消すことにより情報を記録すること、又はこれを補助するもの（単純な紙製のぬり絵、折紙等は規制の対象としない。ただし、文房具として販売されるものであっても、当該文房具として認められる十分な機能がないものは、これに当たらない。）

〈規制対象としない〉

- 塗り絵、折り紙
- 遊び要素のある消しゴム（※香り付きやキャラクターのイラスト付きなどの性質を持つものであっても、消しゴムとしての機能が認められるものは規制対象外）
- マスコット付きボールペン（複合品「ロ」のとおり、デザインの一環としてマスコットが付されているだけの場合は規制対象外）

〈ロに当たらない〉

- 消しゴムでできたフィギュアのうち、消しゴムとしての機能が認められないもの
- 水で描いて消せるおえかき製品
- 磁石タイプのお絵かきボード

除外③：使用目的、構造等から規制の対象としないもの(2/3)

ハ テニスラケット、サッカーボール、卓球ボール、ゴルフボールその他スポーツ競技のために使用するもの（プラスチック製のバッドその他スポーツ用具を模しているだけであって、競技用として認められる十分な機能がないものは、これに当たらない。）

ニ ピアノ、バイオリンその他音楽を演奏するために使用するもの（楽器を模しているだけであって、音楽の演奏用として認められる十分な機能がないものは、これに当たらない。）

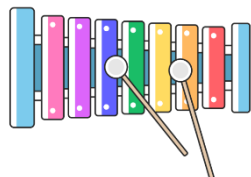
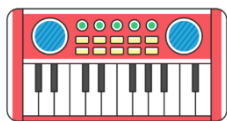
ホ （後述）

〈規制対象としない〉

- 競技のために使用されるスポーツ用具



- 音楽を演奏するための楽器であるもの



〈八に当たらない〉

- スポーツ競技に使用するための十分な機能がないスポーツ用具を模した製品
（例）玩具店に陳列される遊戯用のラケットとスポンジでできたボール



〈二に当たらない〉

- 演奏に使用するための十分な機能がない、又は、演奏用には不要な機能が附属する楽器を模した製品
（例）玩具店に陳列される遊戯用のプラスチック製の小さな太鼓、鍵盤のライトアップ機能やマイクを模した遊具が附属するピアノ、動物の鳴き声等が電子的に流れる仕掛けのあるギター

除外③：使用目的、構造等から規制の対象としないもの(3/3)

へ 宝石や貴金属等が用いられているジュエリー又は礼装用の装身具（礼装用等に該当しない指輪、ネックレス、髪飾り等は、これに当たらない。）

ト 靴、帽子、マフラーその他衣類（実用的な用途よりもむしろ行事、イベント等において仮装して遊ぶことを目的として設計されたコスチュームであって、出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

〈規制対象としない〉

- 礼装用の装身具（お宮参り用の着物、髪飾り等）
- キャラクターになりきるようなデザインであるパジャマ

〈規制対象とする〉

- 実用的な用途よりもむしろ、仮装して遊ぶことを目的として設計されたコスチュームであって、出生後36月未満向け
（例）パーティーグッズとして出生後36月未満を対象に販売されているドレス、アクセサリ

ホ 椅子、机その他家具として使用するもの（家具を模しているだけであって、家具として認められる十分な機能がないものは、これに当たらない。）

チ キッチン用品、装飾用品、インテリア雑貨その他居住のために用いられる生活雑貨

リ インテリア、その他室内外を装飾するもの（壁掛けに適した形状であるなど、飾ることを目的としていることが明らかであるものに限る。）

〈規制対象としない〉

- 室内外の飾り用であり、遊戯用ではないもの
（例）風鈴、クリスマスツリー、キャラクターの形を模したルームライト
- デザインの一環としてマスコットが付されているだけの食器、家具
（複合品「ロ」）
（例）マスコット付きの食器、動物の形を模した椅子

〈チに当たらない〉

- 製品本来の用途よりもむしろ、遊戯用として設計されたもの
（例）色鮮やかでインテリアにもなる積み木

- 乳幼児用玩具の製造・輸入事業者は、氏名又は名称及び住所等に加え、型式の区分を届け出ることが必要となる。

<乳幼児用玩具の型式区分（技術基準省令別表第2）>

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
乳幼児用玩具	種類	(1)主として触るもの
		(2)主として体を支えるもの
		(3)その他のもの
	可動部・駆動部・発射体	(1)含むもの
		(2)その他のもの
	磁石・磁性部品	(1)含むもの
		(2)その他のもの
	音を発する構造	(1)含むもの
		(2)その他のもの
	熱源	(1)含むもの
		(2)その他のもの

乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の技術基準

- 乳幼児用玩具の技術基準は、技術基準省令において以下のとおり規定。
- ISO, EN, ASTMといった国際規格に整合していれば技術基準適合とみなす旨、解釈通達で示した。

<乳幼児用玩具の技術基準（技術基準省令別表第1）>

- 1 使用中に受ける応力に耐える機械的強度及び安定性を有すること。
- 2 乳幼児が触れるおそれのある縁、突起、ひも、ケーブル又は締め付ける器具は、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。
- 3 可動部分を有する玩具は、使用に伴い、身体上の損傷のおそれがないこと。
- 4 (1) 頸部を圧迫するおそれがないこと。
 - (2) 口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。
 - (3) 口、咽頭及び気道を閉塞することによる窒息のおそれがない大きさであること。
 - (4) 飲み込んだり、吸い込んだりしない大きさであること。
 - (5) 玩具の容器包装は、口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。
- 5 乳幼児がその中に入ることができる玩具は、閉じ込められた際、その乳幼児が容易に中から脱出できる手段を有すること。
- 6 発射体の形状及び構成並びに玩具の運動エネルギーは、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさないものであること。
- 7 (1) 玩具の表面は、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度であること。
 - (2) 玩具に内包する液体又は気体は、玩具から放出された際、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度及び圧力であること。
- 8 音を発する玩具は、最大音量であつても乳幼児の聴力を損ねないこと。
- 9 燃焼しにくい材料又は構造のものであること。
- 10 届出事業者の氏名又は名称が表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所（製品の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあつては、附属する取扱説明書の見やすい箇所）に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができ、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

<国際規格への整合（解釈通達別表）>

以下の規格に適合する製品は、技術上の基準に適合する。

ISO8124-1:2022及びISO8124-2:2023、EN71-1:2014+A1:2018及びEN71-2:2020又はASTM F963-23（4.1、4.2、4.5から4.19、4.21から4.28及び4.30から4.41に限る。）

なお、技術上の基準を満たす解釈は、これに限定されるものではなく、十分な技術的根拠があれば技術上の基準に適合していると判断し得るものである。

- 乳幼児用玩具には、使用年齢基準に沿った対象年齢を定める必要がある。

<使用年齢基準（技術基準省令別表第1の2）>

一 使用に適した年齢は、合理的な根拠に基づくものであること。

- 子供の**身体的・精神的発達**の程度、**興味・関心**の程度及び**行動様式**に応じて製品の**対象年齢**が適切に設定されていること。
- 対象年齢に関するガイドラインとして、ISO/TR8124-8:2024, N°11 GUIDANCE DOCUMENT ON TOYS INTENDED FOR CHILDREN UNDER 36 MONTHS OF AGE OR OF 36 MONTHS AND OVER 又は ASTM F963-23Annex A1などがあり、これらに沿って対象年齢を設定している場合は、事業者は合理的な根拠に基づくものと説明することができる。

二 使用に適した年齢は、届出に係る型式の特定製品に係る広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと。

- **広告（製品の容器包装における表示を含む。紙、電子等の媒体は問わない。）**から一般消費者が通常、認識し、又は推定する製品の**対象年齢**と、製品の**対象年齢**に**矛盾が生じない**ことをいう。
（例）製品の容器包装に、当該製品で遊んでいる赤ちゃんの写真が掲載されているにもかかわらず、当該製品の対象年齢を3歳以上などとして販売している場合。3歳未満から使用できることを説明書に明記している場合。

三 使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと。

- 製品の製造事業者又は輸入事業者が設定する当該製品の**対象年齢の最低年齢**が、**機能、寸法その他の特徴が類似する他の製品に設定された対象年齢の最低年齢を上回らない**ことをいう。
（例）類似製品が複数事業者から販売されているが、ある事業者のみ著しく高い対象年齢を設定している場合。

四 使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の**機能、寸法その他の特徴から、一般消費者が合理的に推測できる年齢の下限を上回らない**こと。

- 製品の製造事業者又は輸入事業者が設定する当該製品の**対象年齢の最低年齢**が、特別な知識等を必要とすることなく、一般消費者が、**自らの経験を踏まえ、当該製品の機能、寸法その他の特徴から、容易に推測できる製品の対象年齢の最低年齢を上回らない**ことをいう。

乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の警告表示

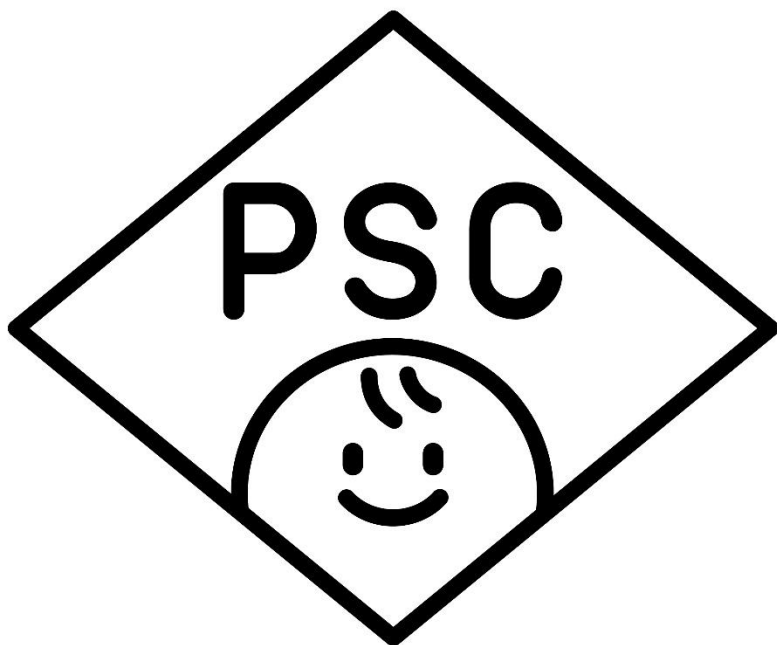
- 乳幼児用玩具への、使用年齢基準に沿って定めた対象年齢、保護者が見守る旨等の注意表示を求める。
- 対象年齢の表示は、日本の一般消費者が容易に理解できる方法で表示すること。
 (可)「対象年齢 1 歳～」「2 歳未満の子供には与えないで下さい」
 (不可)「1 +」「For Children Ages 1-3 years」など、数字・記号、図形又は外国語のみからなる表示
- 「表示すべき文言」欄に記載されている文言は、文意が変わらない範囲において表現を変更することができる。

< 3 歳未満向け玩具の注意表示（技術基準省令別表第 2 の 2） >

対象の区分	表示すべき文言
全てのもの	一 使用に適した年齢（※補足：使用年齢基準に沿って定めた対象年齢） 二 保護者が見守る旨
水の中で使用することを意図した玩具	乳幼児が立つことができる深さの水の中で使用する旨
ゴム製の風船	一 膨らんでいない風船や破れた風船を吸い込まないようにする旨 二 膨らんでいない風船は乳幼児の手の届かないところに保管する旨 三 破れた風船は速やかに廃棄する旨
出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したもの（引つ張り玩具を除く。）であつて、長さが 300 ミリメートルを超える乳幼児に絡まる可能性のないひもを含むもの	ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満の乳幼児に使わせない旨
出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが 220 ミリメートルを超え、300 ミリメートル以下の乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの	ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満の乳幼児に使わせない旨
出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが 300 ミリメートルを超える電線を含むもの	電線で頸部を圧迫する可能性があり、乱暴な使用をしない旨
揺りかご、ベッド又は乳母車に張り渡すよう意図されたもの	つりひもなどにかからまつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになったら玩具を取り外す旨
揺りかご、ベッド若しくは乳母車に取り付けること又は壁若しくは天井からベッドの上に吊り下げることが意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの	一 ひもが乳幼児の手の届かない範囲にあるよう固定する旨 二 つりひもなどに絡まつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになったら取り外す旨
ヘルメット、帽子、ゴーグル等の保護具を模したものの	保護機能がない旨

- 子供用特定製品の技術基準適合義務の履行及び警告表示義務の履行を示すマークとして、子供の両親、祖父母、保育施設従事者等の消費者や、販売事業者も含む幅広い関係者が、一目見てイメージの湧きやすいマークとして、以下のマークを新設。

<子供PSCマーク（技術基準省令別表第8、9）>



子供用特定製品かつ特別特定製品

乳幼児用ベッド



子供用特定製品かつ特定製品

乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）

乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の表示の方法

- 乳幼児用玩具の必要な表示（子供PSCマーク・警告表示）は、製品の表面又は容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する。
- 製品の表面又は容器包装の表面の、いずれにも表示することが困難なものについては、附属する取扱説明書の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する。

< 3歳未満向け玩具の表示の方法（技術基準省令別表第5） >

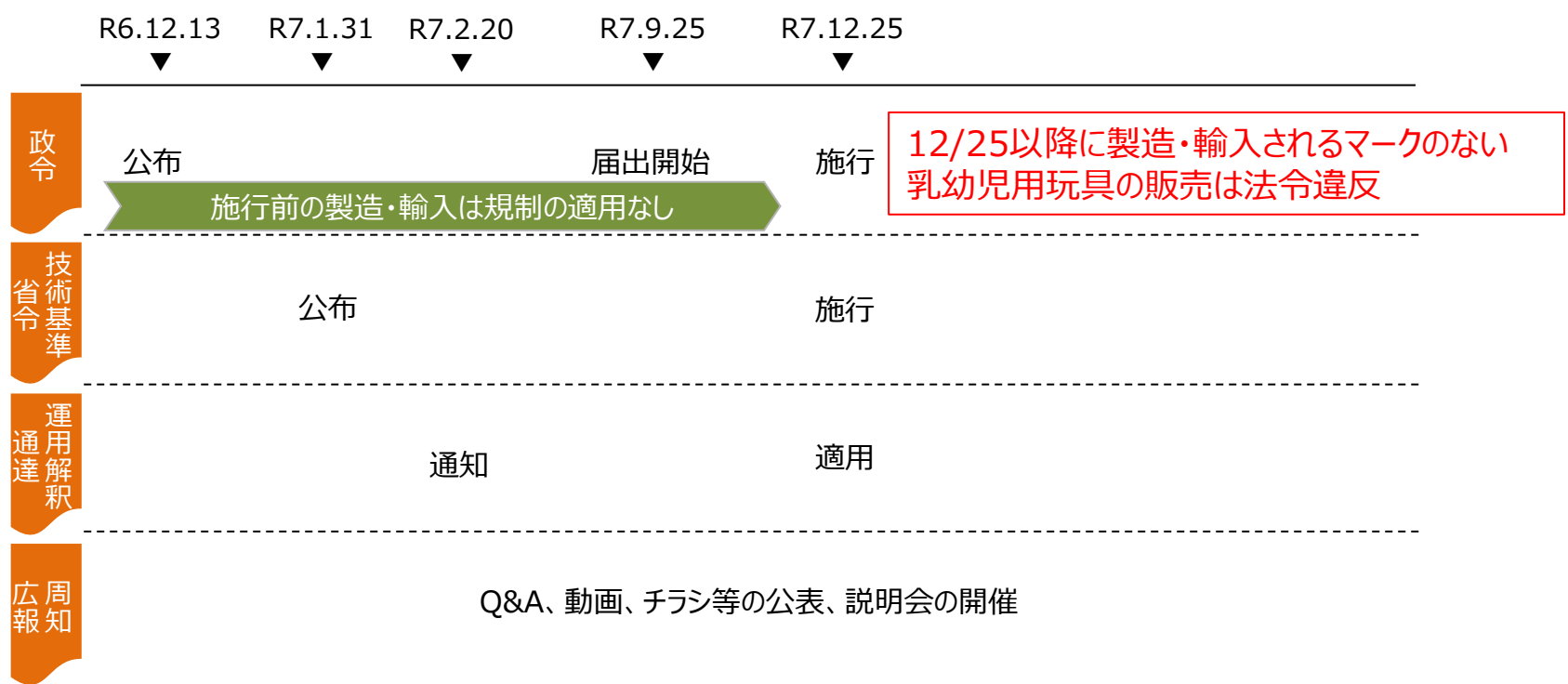
乳幼児用玩具の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所（乳幼児用玩具の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあつては、附属する取扱説明書の見やすい箇所）に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。

※容器包装とは、製品を入れ、又は包むためだけに提供され、そこに対象年齢等を表示することについて製品との関連性が高いものをいう。
他の製品を入れるためにも使用されるものであるマイバッグ、プレゼント用の包み紙、封筒等はその製品の容器包装に当たらない。

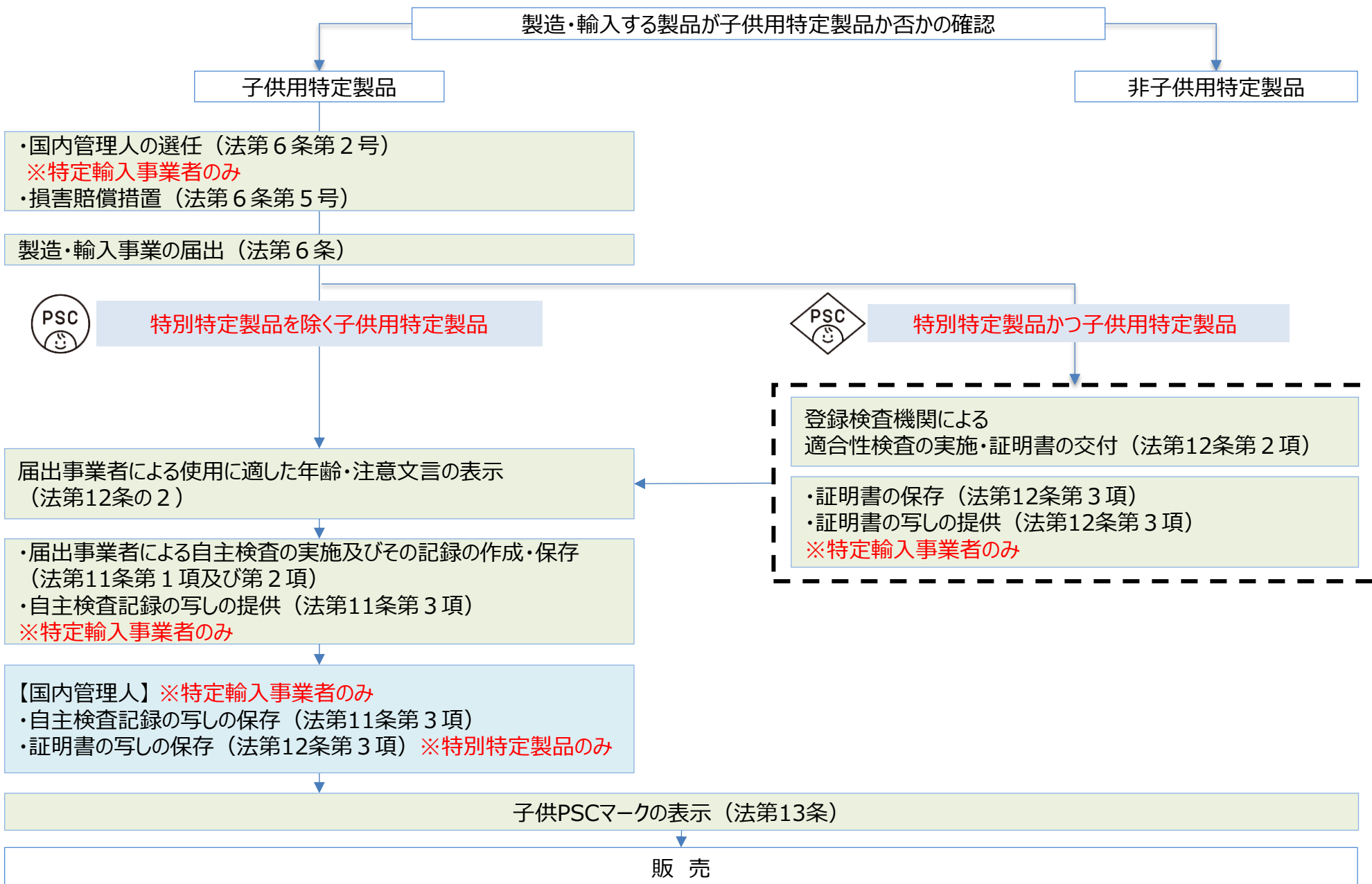
- それぞれの表示を必ずしも近接させる必要はなく、**製品本体に子供PSCマーク、容器包装に警告表示を表示することも可能。**
- 製品の購入前にも一般消費者が表示を確認できるようにすることが望ましく、**製品本体に表示する場合は、容器包装、売り場の商品の説明等にも重複して表示を行うなど、一般消費者に対する分かりやすい情報の発信を行うことが望ましい。**
- 店頭販売に限らず、インターネットを通じたオンライン取引、カタログ販売その他の**一般消費者が購入時に製品を直接手に取って確認できない方法で購入する場合についても、一般消費者が表示を確認できるようにすることが望ましい。**
- めいぐるみ等に縫い付けてあるタグは製品本体とみなし、ひも等で製品に附属させているタグは、製品に附属する取扱説明書とみなす。

乳幼児用玩具の規制の対応に係るスケジュール

- 改正法の施行前に製造又は輸入された乳幼児用玩具には規制を適用しない。
- 一方で、施行日以降に製造又は輸入される乳幼児用玩具には販売規制がかかるため、施行当日の届出集中への対応として、令和7年9月25日より事前の届出を受け付け、施行日において届出をしたものとみなす。



子供用特定製品の販売までの流れ



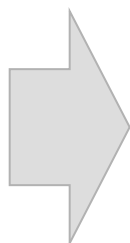
保安ネット

製品安全 4 法の電子届出について

- 国内の製造・輸入事業者による電子届出は、保安ネットによる手続を予定。
- 特定輸入事業者（海外事業者）による電子届出については、電子届出システムを検討中。

電子システム提出者

国内の製造・輸入事業者



対応する電子システム



保安ネットによる手続

(電子届出の提出にあたって、**GビズIDのプライムアカウント**の取得が必要です)

※特定輸入事業者による事業届出等の代理申請機能を含む

特定輸入事業者（海外事業者）

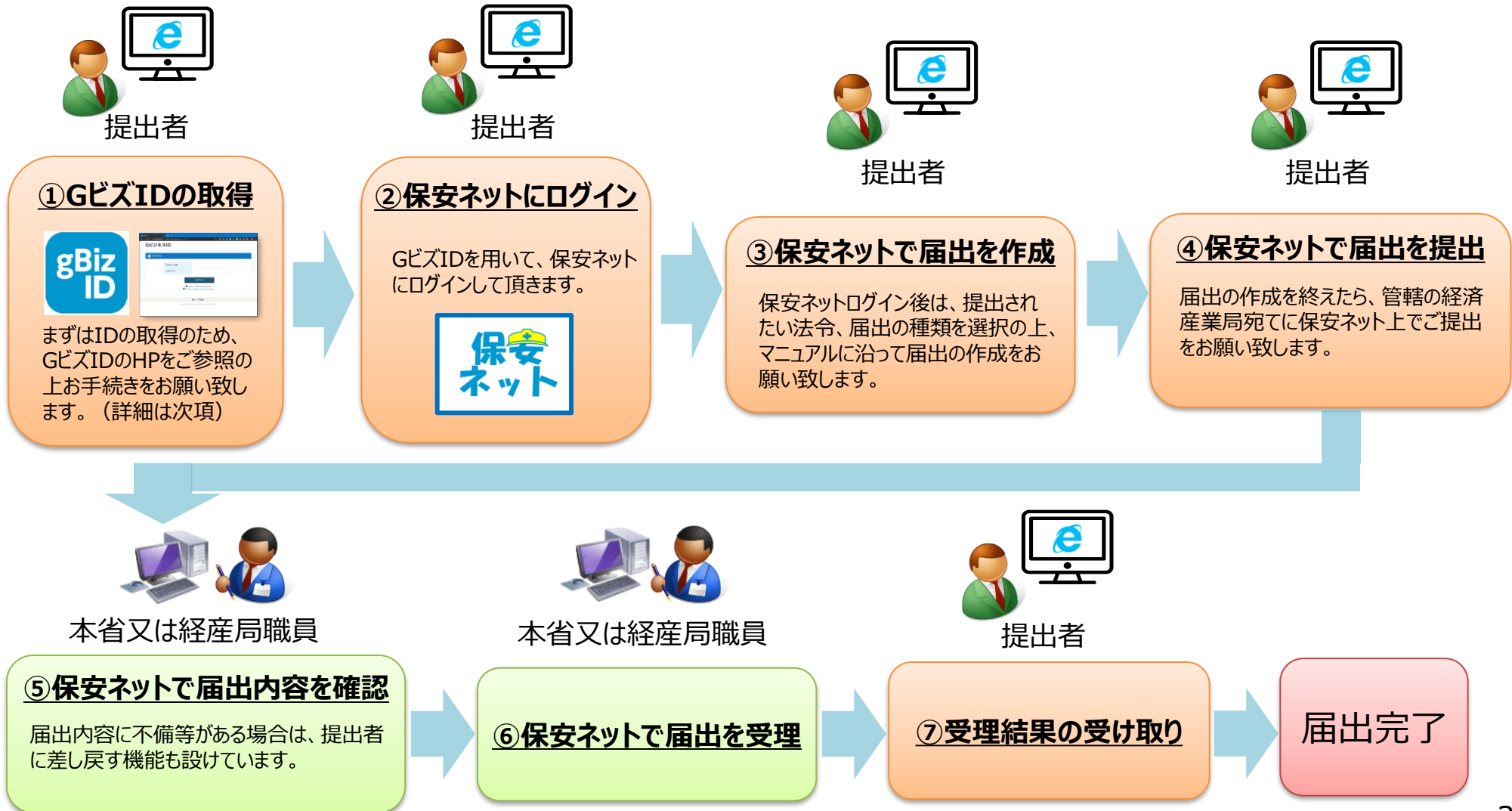


電子届出システム検討中

製品安全4法の電子届出（保安ネット）の流れ

- 国内製造・輸入事業者は、保安ネットによる電子届出を可能とするよう準備中。

【保安ネットのご利用の流れ：①～⑦】



① 保安ネットの申請者用アカウント（GビズID）の取得

- 保安ネットご**利用前**には、保安ネットの申請者用アカウント「**gBizIDプライム**」の取得が必要です。
- **マイナンバーとスマートフォン**を用いたオンライン審査では、**最短即日で発行**。一方、印鑑証明書や申請書を郵送した書類を用いて審査では、**発行まで一定時間を要す**（原則2週間以内）。

GビズID作成URL：<https://gbiz-id.go.jp/top/>

アカウント種別（製品安全4法の場合）

アカウント概要



gBizIDプライム

法人

法人代表者印が押印された紙の申込書と、法務局発行の印鑑登録証明書を照合し、法人代表者の本人性が確認できた場合、発行。
(上記対応によりgBizIDエントリー(※)からの変更も可)

個人事業主

個人事業主の実印が押印された紙の申込書と、自治体発行の印鑑登録証明書を照合し、個人事業主の本人性が確認できた場合、発行。
(上記対応によりgBizIDエントリー(※)からの変更も可)

gBizIDメンバー

法人又は個人事業主の**従業員用のアカウント**。
作成時、gBizIDプライムによる承認・発行が必要となる。
gBizIDプライムの発行時に、本人性を確認している。

(※) gBizIDエントリー：オンラインで即日作成可能なアカウント

スケジュール

令和6年6月26日	改正製品安全4法公布
令和6年12月13日	整備政令公布（子供用特定製品の指定等）
令和7年1月31日	整備省令公布（子供用特定製品の技術基準等）
令和7年2月20日	特定製品の運用解釈通達通知（乳幼児用玩具の範囲等）

（今後の予定）

令和7年9月25日	乳幼児用玩具の届出開始
令和7年12月25日	改正製品安全4法施行 →海外事業者の規制開始、子供用特定製品の規制開始

よくある質問

＜質問＞	＜回答＞
国内管理人の要件は何か。	国内管理人の要件は、日本に所在していること、日本語にてコミュニケーションが取れること等を省令にて定めています。法人も個人も国内管理人になることができます。
特定輸入事業者、国内管理人及び取引DPFは損害賠償請求の対象となるか。	損害賠償請求の対象については、消費生活用製品安全法で定めるものではないため、判断できません。
3歳以上向けと表示がある製品は全て規制対象外か。	3歳以上向けと表示があることだけをもって規制対象外となるものではありません。
乳幼児用玩具の技術基準検査は第三者機関に依頼する必要があるか。また、その場合依頼先は決まっているか。	乳幼児用玩具は特定製品かつ子供用特定製品であるため、第三者機関による確認は必要ありません。
子供PSCマークの表示はいつから必要か。	令和7年12月25日以降に製造・輸入される製品から必要です。それ以前に製造・輸入された製品については、子供PSCマークは不要です。
食品衛生法の基準を守っていれば新規の対応は不要か。	食品衛生法とは対象製品や適合を求める基準に違いがあるため、食品衛生法とは別途、消費生活用製品安全法への対応が必要です。